

第一回 河北町立小中学校整備委員会

日時：令和 7 年 1 月 3 0 日（木）

午後 3 時 3 0 分～

場所：河北町役場 3 階 3 0 1 会議室

次 第

委嘱状の交付

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 委員長・副委員長の選出

5 委員長挨拶

6 協 議

（１）これまでの経緯について

（２）河北町立小学校の整備に向けた基本方針について

（３）学校整備委員会の設置について

（４）学校事例紹介（小中一貫教育校他）について

（５）今後のスケジュールについて

（６）その他

7 その他

8 閉 会

河北町立小中学校整備委員会 委員名簿

No.	氏 名	委員区分	備 考
1	真木 吉雄	学識経験者	
2	岡田 桂司	地区住民代表	区長会副会長(西里支部長)
3	佐藤 眞潮	地区住民代表	区長会長(溝延支部長)
4	太田 勝志	地区住民代表	区長会副会長(谷地副支部長)
5	布川 雄二	地区住民代表	区長会副会長(谷地支部長)
6	岡崎 喜代高	地区住民代表	区長会 (谷地西部地区)
7	中野 劦	地区住民代表	区長会副会長(北谷地支部長)
8	須藤 里佳	小中学校長	校長会長 (西里小学校長)
9	鈴木 正直	小中学校長	校長会副会長 (河北中学校長)
10	岡田 良彦	保護者代表	西里地区
11	鈴木 幸二	保護者代表	溝延地区
12	岸 大地	保護者代表	谷地中部地区
13	佐藤 衛	保護者代表	谷地南部地区
14	齋藤 耕宏	保護者代表	谷地西部地区
15	縄 源太	保護者代表	北谷地地区
16	安達 いさ子	保育施設設置者代表	河北幼稚園園長
17	鴨田 望	学童クラブ指導者代表	さくらクラブ施設長

事務局

	氏 名		備 考
	板坂 憲助	事務局	教育長
	宇野 勝	事務局	学校教育課長
	吉田 仁志	事務局	学校教育課 教育主幹
	後藤 理子	事務局	学校教育課 教育振興係長
	阿部 裕介	事務局	学校教育課 教育振興係総括主任

河北町立小中学校整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 河北町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、河北町立小学校の整備に向けた基本方針に基づき、河北町立小中学校の整備についての基本構想・基本計画を策定するために必要な事項を検討するため、河北町立小中学校整備委員会（以下「学校整備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 学校整備委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 河北町立小中学校整備の基本構想・基本計画策定に必要な事項に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 学校整備委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 小学校長を代表する者及び中学校長
- (4) 未就学児または児童の保護者を代表する者
- (5) 認定こども園及び幼稚園の設置者を代表する者
- (6) 放課後児童クラブの指導者を代表する者
- (7) その他教育委員会が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 学校整備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めたときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提示を求めることができる。

(庶務)

第7条 学校整備委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

小中学校整備に関するこれまでの経緯

本町では、令和4年の第2次教育振興計画（後期計画）の策定において、今後5年間の施策のひとつに、児童数の減少による子どもたちの学びの環境の改善の必要性を課題としてあげております。その間、町教育委員会では、現状の学校規模を生かした教育活動の実施に向け、授業研究会や各種研修会を通して教員の指導力の向上と共に教育環境の整備について取り組んできました。

近年、急激な少子化が進み、今後も児童数が減少していくことが見込まれ、子どもを取り巻く教育環境が変化していくなかで、河北町議会でも将来的な学校のあり方について議論がなされました。これを受け、「河北町立小学校のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」）を立ち上げ、以下の2つについて教育長が諮問しました。

- 1 河北町立小学校の適正規模・適正配置について
- 2 河北町立小学校の今後のあり方や将来の学校像等に対する本町の基本的な方針について

検討委員会では、地区懇談会、町民参加型の検討委員会の意見等を参考にしながら「町立小学校のあり方について（答申）」をとりまとめ、教育長に答申しました。

答申では、小学校は1校に統合することが最適であるということ、子どもたちにとって最適な学びの環境を構築するために、できるだけ早い統合に向けて取り組むこと、より教育効果を上げるために、中学校との一貫した教育活動が展開できるようにすることなどが示されました。

教育委員会は答申内容を、教育委員会議、総合教育会議、町議会に報告し、広報かほく・町ホームページにて周知するとともに、これまでの検討の経過や検討委員会による答申を尊重しながら設置形態を小中一貫校（施設一体型）という案にまとめ、「基本方針（素案）」を策定しました。さらに各地区での説明会や、幼稚園・認定こども園での説明会及びウェブでのアンケートを行い、ご意見をいただいたうえで基本方針（案）をとりまとめ、その後パブリックコメントを実施し、基本方針を策定いたしました。

年 月	内 容
令和4年5月	河北町立小学校のあり方検討委員会設置 「1 河北町立小学校の適正規模・適正配置について」 「2 河北町立小学校の今後のあり方や将来の学校像等に対する本町の基本的な方針について」 諮問
令和4年7月	小学校のあり方及び将来の学校像に関するアンケート調査の実施 対象：保護者、各町内会より代表3名 合計1,409人 回答件数：930件 回答率：66.0%

年 月	内 容
令和4年9月～ 令和5年2月	地区懇談会の実施 小学校区毎計6回開催
令和5年8月	町民参加型であり方検討委員会を開催 45名参加
	河北町立小学校のあり方検討委員会 全7回開催
令和5年12月	「河北町立小学校のあり方について」答申 「1校に統合することが最適である」という検討結果になり、併せて「校舎を新設し、中学校との一貫した教育活動が展開できるようにすること」をはじめとする学びの環境を整えることや特色ある教育、教育課題に対する対応について示された。
令和6年1月	河北町立小学校の整備に向けた基本方針（素案）策定
令和6年2月	基本方針策定に向けた地区説明会 町内4会場全5回開催 計75名参加
令和6年4月～ 6月	町内認定こども園・幼稚園における説明会 町内4園全5回開催 計125名参加 町内認定こども園・幼稚園保護者向けアンケート実施 回答件数：123件
令和6年8月	河北町立小学校の整備に向けた基本方針（案）策定
令和6年9月	河北町立小学校の整備に向けた基本方針（案）のパブリックコメント 意見：件数52件 人数19人
令和6年10月	河北町立小学校の整備に向けた基本方針策定 主な内容 1 設置形態について 小中一貫型小学校・中学校とする 経営方針は、小中一貫教育を柱とします 9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育を実施する 2 学校の新設・改築について 町内の小学校をひとつに統合し、新たな校舎を整備 老朽化がすすむ河北中学校の校舎整備も併せて行う 施設形態は施設一体型とする 最短で令和13年(2031年)4月1日開校を目指す

～これからの河北町を担う 子どもたちのために～

「河北町立小学校の整備に向けた基本方針」策定

町教育委員会では、少子化の急速な進行の中、将来を見据え、子供たちにより良い教育環境を提供していくため、「河北町立小学校の整備に向けた基本方針」を策定いたしました。その概要をお知らせいたします。

【策定までの経過について】

教育委員会では検討委員会からの答申内容を、教育委員会議、総合教育会議、町議会に報告し、広報・ホームページにて周知するとともに、これまでの検討経過や検討委員会による答申を尊重しながら、基本方針(素案)を策定しました。

さらに各地区説明会や、保育施設での説明会及びウェブアンケートを行い、ご意見をいただいたうえで基本方針(案)をとりまとめ、その後パブリックコメントを実施し、この基本方針を策定いたしました。

【基本方針について】

- 1 ふるさとに学び、いきいきと学びあい、互いに高めあうことで、次代を担う人材の育成に向けた教育活動を推進する。
- 2 河北町で目指す子ども像に迫るため小中一貫型小学校・中学校の設置形態をとり、幼児教育との接続を踏まえた、小中一貫教育を推進する。
- 3 児童数の推移を受けた学校の適正規模・適正配置を目指す。

- (1) ふるさと学習を通して、地域と学校のつながりを深める。
- (2) 学びあい、高めあう学習を推進し、一人一人の良さを引き出しながら、子ども同士のつながりを広げ、深めていくことで社会性を育む。
- (3) 学校・教員間で、小・中学校9年間で目指す子どもの姿を共有し、つながりのある学習指導・生徒指導の実現を図る。
- (4) メンターチーム※による組織的な対応により、教員の資質向上を図る。
※互いの資質・能力を高める、人材育成システムのこと
- (5) 小学校の適正規模・適正配置により学びの環境を整える。



【河北町立小学校のあり方に関する基本的な考え方について】

1 設置形態について

小中一貫型小学校・中学校とします。経営方針は、小中一貫教育を柱とします。9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育を実施します。

2 学校の新設・改築について

町内の小学校をひとつに統合し、新たな校舎を整備します。老朽化が進む河北中学校の校舎整備も併せて行います。施設形態は施設一体型とし、最短で令和13年(2031年)4月1日開校を目指します。

3 小・中学校施設について

- (1) 児童生徒、教員が互いに学び合える教育環境(教材・教具・ICT機器等)の充実
- (2) 児童生徒、教員が過ごしやすい、ゆとりある環境かつエコロジーに配慮した校舎を整備
- (3) ユニバーサルデザイン化を推進し、多様性に配慮した校舎を整備
- (4) 校内に適応指導教室や個別指導・相談に対応できる教室を設置
- (5) 防災機能(体育館・プール等)の強化を図り、避難所や地域の防災拠点として活用
- (6) 部活動の地域移行・地域交流の場、スポーツ・文化活動や地域行事の利活用を検討
- (7) 安全・安心でおいしい給食が提供できるよう、給食調理施設の整備を検討



【学校新設にあたっての配慮事項について】

- 1 児童への配慮:生活環境の変化に対応するために、交流学习等を計画的に実施します。
- 2 通学への配慮:徒歩通学・バス通学について、年間を通して安全な通学路、運行経路の確保に努めます。
- 3 まちづくりとの連動:既存校舎の利活用については、地域の活性化につなげるため、地域の考えを十分に踏まえながら、関係各課と連携を図り、その利活用について検討します。
- 4 放課後児童クラブ:町内の放課後児童クラブと連携し、児童・保護者が安心して利用できる環境づくりに努めます。

【まとめ】

教育委員会では、これまでの経緯や答申を尊重し、地区説明会やパブリックコメント等を経て基本方針を策定し、その理念を令和8年度に策定する第3次河北町教育振興計画に反映させ、これからの河北町を担う子どもたちにとって最適な学びの環境を構築するために取り組んでいきます。

小中一貫型小学校・中学校の整備を一つの方向性としながら、そのメリット、デメリット、概算事業費等について、学校整備委員会(仮称)で十分検討し、基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。学校新設にあたっての配慮事項についても、学校整備委員会(仮称)、開校準備委員会(仮称)で検討してまいります。

基本方針の策定過程においていただいた多くの意見につきましては、基本構想・基本計画及び第8次河北町総合計画後期基本計画等において、議論検討を重ね対応してまいります。

保護者や地域の方々、学校関係者の皆様のご理解とご協力のもと、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備と質の向上を図りながら、次代を担う人材育成に向け邁進してまいります。

「河北町立小学校の整備に向けた基本方針」の内容は、町のホームページをご覧ください。

☎教育委員会学校教育課 教育振興係 ☎(71)1136



河北町立小中学校整備基本構想・基本計画 目次案

はじめに

第1章 計画策定の背景

1-1. 河北町の概要

1) 河北町が目指す教育（関連計画）

※河北町教育振興計画、河北町立小学校の整備に向けた基本方針の関係

2) 学校施設の現状

※河北町人口、児童生徒数の推移・推計、学級数の標準規模との関係、施設の概況（老朽度等を含む）、校数を維持した場合の管理費等の概況

3) 河北町ハサードマップ

1-2. これまでの検討経緯

※前項の現状に加え、今後の教育環境のあり方を検討してきた経緯、主な決定事項

1-3. 統合・整備対象施設の現状と課題

1) 計画対象校

※西里小、溝延小、谷地中部小、谷地南部小、谷地西部小、北谷地小、河北中

2) 計画対象校の現状と課題

※各校の現地調査結果を図・写真をあわせて整理

3) その他関連施設

①給食調理施設

※現状と課題を整理しつつ、整備方針まで記述

②学童クラブ

※現状と課題を整理しつつ、整備方針まで記述

1-4. 計画候補地の概要

1) 計画地の概要

2) 計画地の関係法令

第2章 計画条件・・・学校整備委員会の検討事項

2-1. 基本構想

1) 整備方法の検討

学校運営の現状、学校機能の充実、将来の事業コストを踏まえ、一体型小中一貫教育校、義務教育学校を比較検討し、整備方法の考え方を整理する。

2) 計画地の検討

整備方法とあわせて、立地環境、アクセス、敷地の建設条件・法的条件を踏まえ、中学校や地域との連携しやすさ等、計画地選定基準を整理する。

3) 小中学校整備計画の基本コンセプトや整備方針の設定

新しい学校の教育目標や地域連携、引き継ぐべき歴史や伝統・記念物等の検討を通して、小学校の統合を含む河北町が目指す学校像を整理する。

2-2. 基本計画の検討

1) 校舎の建築計画に関する条件や目標の整理

選定した敷地内での校舎配置や動線の検討、必要諸室の整理や機能レイアウト案の検討を通して、校舎の計画条件や目標を整理する。また、構造や設備計画、防災や環境配慮の方針などを整理する。

2) 事業スケジュールの検討

配置計画の考え方、事業コストを踏まえ、開校までのスケジュールを整理する。

第3章 基本コンセプト・整備方針

3-1. 基本コンセプト

3-2. 整備方針

第4章 施設の面積と構成

3-1. 施設規模

3-2. 室・スペース面積構成

3-3. 各室・スペースの計画目標

第5章 配置計画・平面計画

4-1. 配置計画の目標

4-2. 平面計画の目標

4-3. 基本計画図案

第6章 事業コスト・事業スケジュール



○ 学校事例紹介

計画支援者自己紹介、小中一貫教育校事例





学校施設の事例

山形市立商業高等学校



弘前市立石川小学校・中学校



福島市立松陵義務教育学校



木城町立みどりの杜木城学園



練馬区立みらい青空学園



杉並区立小中一貫校高円寺学園

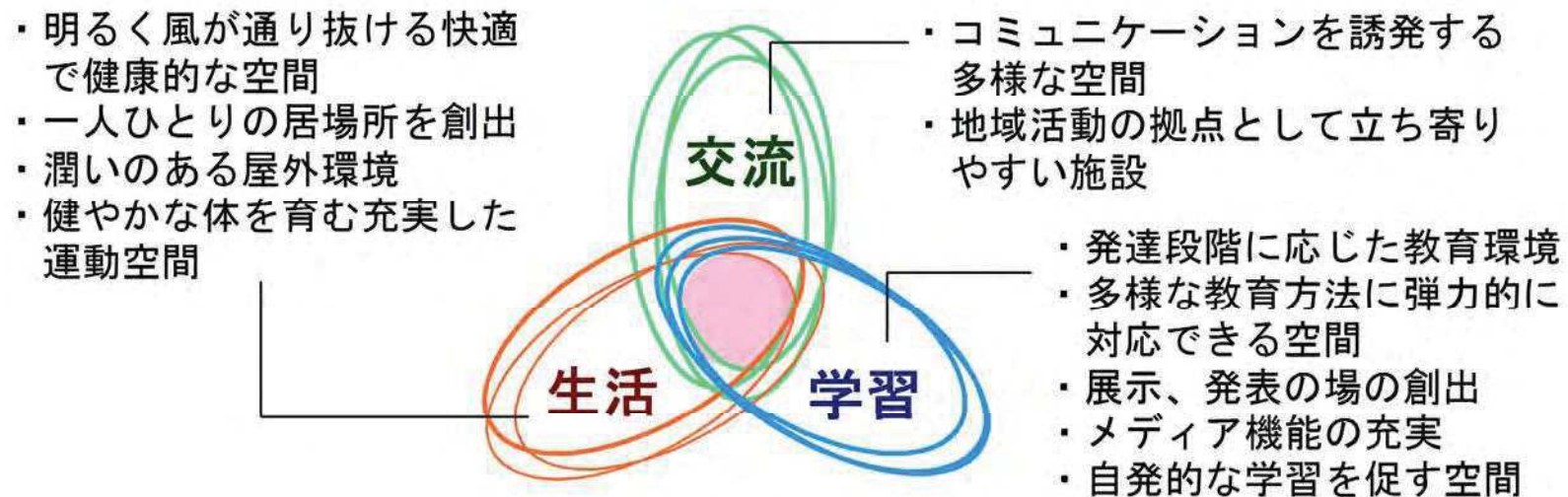


赤は小中一貫型小学校・中学校、青は義務教育学校



私たちの学校づくりの理念

学習・生活・交流を大切にした学校づくり

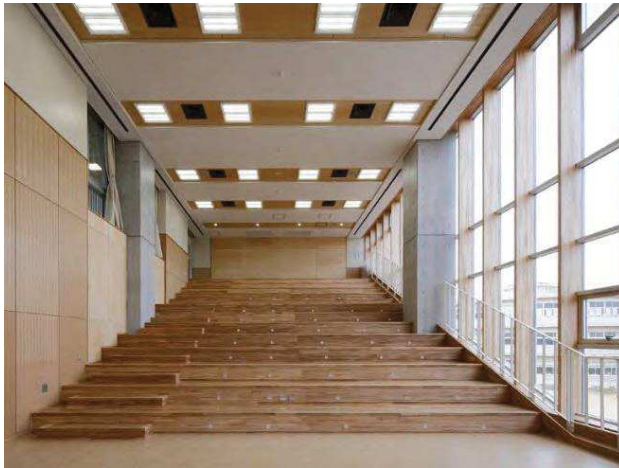


地域に愛され、地域のシンボルとなる学校づくり
安全・安心（防災・防犯）が信頼を生む学校づくり
学校全体が環境学習の場となるエコスクール



学習・生活・交流空間のイメージ

多目的に利用できる大階段



自主的に学べる空間



開放的な階段



明るいトイレ



ラウンジ空間



移動の中の交流空間





P 5 ～ P 9 他自治体事例の資料については、
ホームページへの掲載を割愛します。



参考：小中一貫教育校について

小中一貫教育が求められる背景・理由

<検討の経緯>

- 平成26年 7月 教育再生実行会議 第五次提言 『今後の学制等の在り方について』
- 12月 中央教育審議会答申
『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』
- 平成28年 4月 学校教育法等の一部を改正する法律の施行

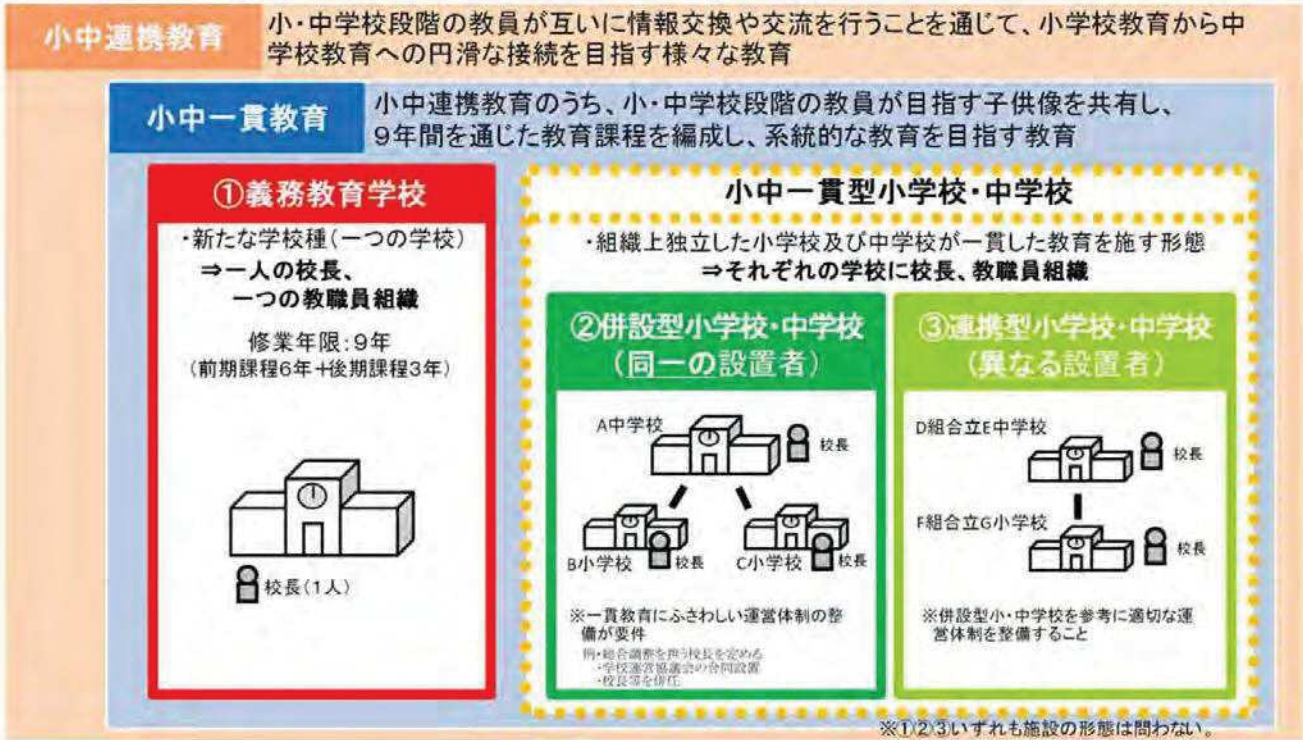
背 景

- ① 義務教育の目的・目標規定 の新設
- ② 小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、近年の 教育内容の量的・質的充実 への対応
- ③ 小学校高学年段階における児童の 身体的発達の早期化 等に関わる現象
- ④ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
- ⑤ 少子化等に伴う 学校の社会性育成機能の強化 の必要性

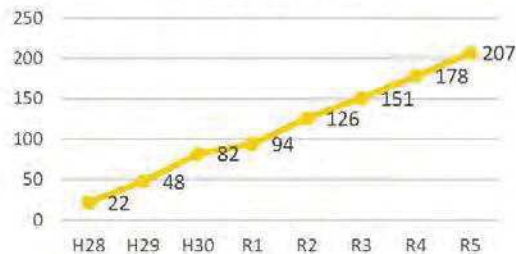


参考：小中一貫教育校について

小中一貫教育制度、学校数の推移



義務教育学校数



小中一貫校（小学校・中学校）数



学校基本調査（文部科学省）をもとに
教育制度改革室にて作成

※いずれも国立、私立を含む
※令和3年度の小中一貫校（小学校・中学校）数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。



※文部科学省資料から引用

参考：小中一貫教育校について

		小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	×
施設形態		施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	



参考：小中一貫教育校について

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中にあって、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

(2) 教育課程の在り方

① 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- ・新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要であり、ICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要
- ・児童生徒の発達の段階を考慮し、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る
- ・小学校高学年への教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、外部人材の配置や研修の導入等が必要
- ・発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばしていくことができるよう環境を整えていくことも重要
- ・各学校段階を通した学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実

② 補充的・発展的な学習指導について

A 補充的・発展的な学習指導

- ・指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習を取り入れる
- ・必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- ・知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつなぐことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施

③ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- ・各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
- ・各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

① 小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4（2022）年度を目途）

- ・義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- ・新たに専科指導の対象とすべき教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進
- ・専門性担保方策や人材確保方策と併せ、必要な教員定数の確保に向けて検討

② 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- ・小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
- ・中学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

① 不登校児童生徒への対応

- ・SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、教育委員会・学校とフリースクール等の民間の団体とが連携した取組の充実、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援
- ・児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究

② 義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- ・全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
- ・専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大

(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成
- 養護教諭の適正配置、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携、学校保健情報の電子化
- 食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実、栄養教諭の配置促進

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
- 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
- SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備、スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
- 学校いじめ防止基本方針の実効化、いじめ等の状況に関するデータの活用促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応徹底や研修の実施等



c a s e

〔山形県〕

東根市立 東根小学校



1 取組概要

児童数・学級数・教職員数

学年	1	2	3	4	5	6	特支	計
児童数	88	81	85	67	78	73	10	482
学級数	3	3	3	3	3	3	2	20

教職員数 27 名（校長 1、教諭 1、教科主任 1、教諭 22、養護教諭 1、事務職員 1）

導入の主なねらい

●専科教員による専門性を生かした授業の実施

加配の専科教員が授業をすることで、教材研究がより進み、専門性を生かした質の高いものとなり、教科の本質に迫る深い学びを実現することができる。専科教員が同学年の3クラスで同じ内容の授業をすることで、反省を生かした授業改善が行われ、教師の資質向上につながる。

●学年団による組織的な学年経営と指導の推進

学年団による交換授業を推進し、複数の目で児童のよさを見つかり引き出し

たりするとともに、生徒指導面での課題に対しても、組織的な対応を可能とする。また、専科教員も学年団に所属することによって、より細やかな児童理解とチーム支援をすることができる。

●学級担任の持ち授業時数削減による働き方改革の推進と児童と向き合う時間の確保

専科指導や学級担任間の交換授業の推進により、学級担任が指導する担当教科数を削減し、授業準備の負担軽減と担当教科の教材研究時間の確保を両立させ、生徒指導と学習指導の両方の充実を図る。

導入の経緯

令和元年度以降、基礎定数を活用して高学年に理科専科教員を配置し、同学年の担任団による交換授業を行ってきた。1学年3学級であるため、交換授業は指導時数の関係で音楽、社会、体育、図画工作、家庭科に限られていた。そこで、市で配置している学力向上支援員をより有効に活用し、算数でも専科教員を配置してT.T指導をすると、よりねらいを達成することができると考え、専科教員の加配を要望した。

令和3年度からは、専科教員の加配を受け、5年算数においては専科教員による授業が実現できた。

都道府県・市区町村教育委員会による支援

●県教委の支援策

- 県として算数・数学の学力向上に取り組んでいる。小学校において教科担任制を推進し、算数の教科指導力向上に取り組む学校に対して教科担任推進分の加配を配置しており、東根小学校にも1名配置している。
- 教科担任制の推進及び校内OJTの充実が期待される小学校について、教科指導の専門性向上に特化した教科担任マイスターを任命する。
- 小学校では、教科担任や教科担任マイスターの業務をサポートまたは教科指導をするための非常勤講師を配置する。（県全体措置数 R4年度：37人）
- 中学校では、教科担任マイスターの業務をサポートまたは教科指導をするための非常勤講師を5名配置し、タテ持ちと小中連携を推進する。（県全体措置数 R4年度：5人）

※1人の教師が複数学年を担当する指導体制

●東根市教委の支援策

- 本市では、社会の変化に対応していく確かな学力を付ける教育の推進のために、小中学校教育の充実、情報教育の推進、国際理解教育の推進、外国語教育の推進、理・数教育の充実を目指している。
- 算数のT.T指導や習熟度別学習ができるように、市内の全ての小学校（9校）に学力向上支援員（教師O.B.）を配置し、小規模校では3年以上、中規模以上の学校では5年以上の算数で活用している。（市全体措置数 R4年度15人、東根小学校にも1名配置。）
- 中規模以上の学校には、3・4年生でつまづきが大きくなりそうな算数の単元（割り算など）の指導時に、学習ボランティア（教師O.B.）を選派し、算数の学力向上を推進している。

※文部科学省資料から引用

【参考】小学校における教科担任制の実施状況（令和3年度山形県調べ）

学年	国語	書写	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語
5年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%	45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
6年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%	47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

対象学年・対象教科・実施形態

- 対象学年：3年～6年
- 対象教科：実施形態

	学級担任間の授業交換による授業	専科教員による授業
3年	国語、書写、音楽、図工	外国語活動
4年	社会、理科、音楽、図工	書写
5年	書写、理科、音楽、家庭、外国語	算数
6年	書写、社会、音楽、図工、家庭、外国語	理科、体育

教員時間割

- 学級担任による指導
- 学級担任間の授業交換による指導
- 専科教員による指導

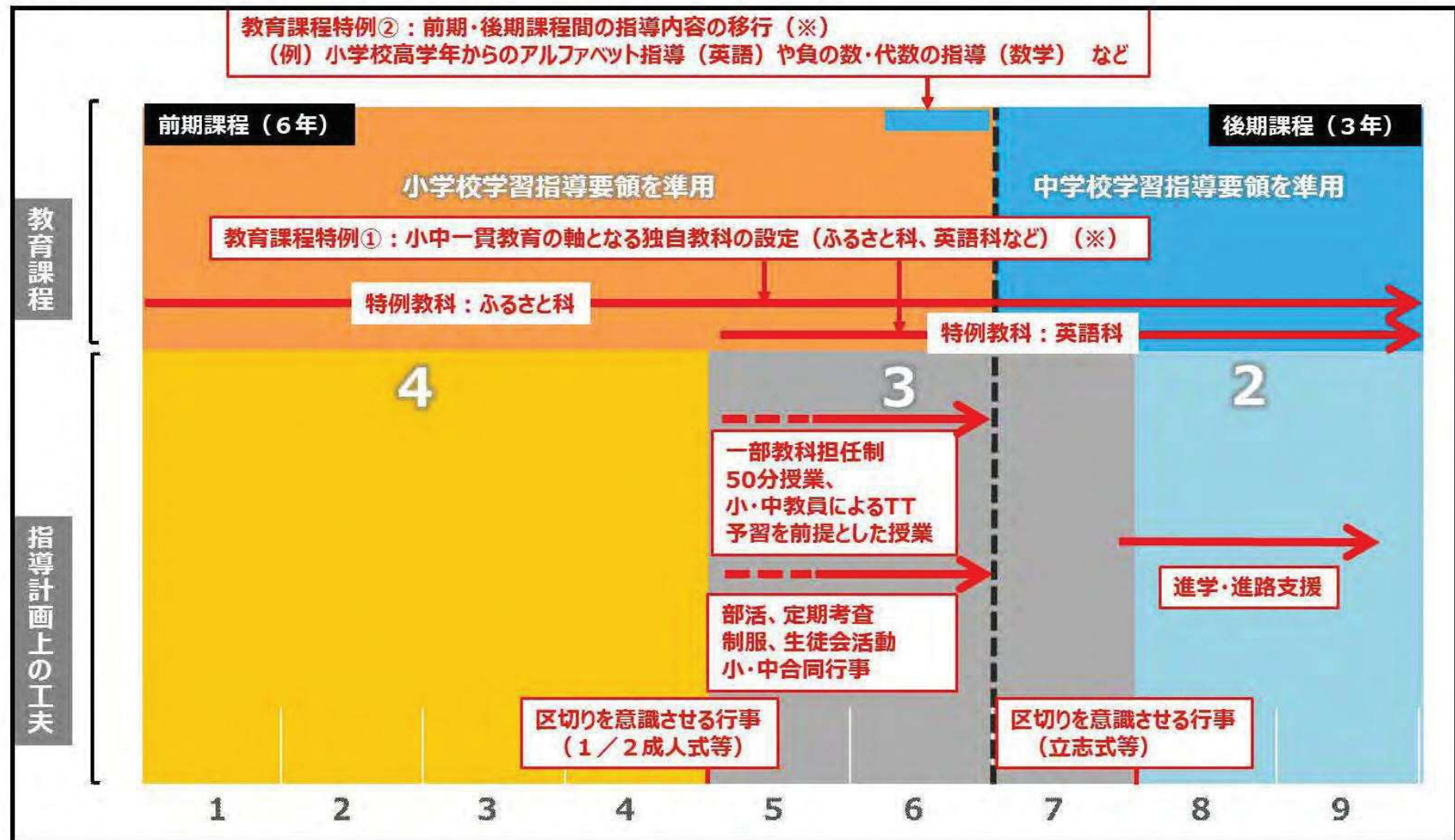
	5年生			6年生		
クラス	1	2	3	1	2	3
担任 (持ち授業数)	A (24)	B (24)	C (24)	D (23)	E (23)	F (23)
国語	A	B	C	D	E	F
書写	B	B	B	D	F	F
社会	A	B	C	D	D	D
算数	G	G	G	D	E	F
理科	C	C	C	H	H	H
音楽	A	A	A	F	F	F
図工	A	B	C	E	E	E
家庭	A	A	A	F	F	F
体育	A	B	C	H	H	H
外国語	B	B	B	E	E	E

※ G：算数専科教員 H：理科・体育専科教員 それぞれ、持ち授業時数はG（19）、H（15）



※文部科学省資料から引用

参考：小中一貫教育校について





新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿

「未来思考」をもった上で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

- ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応したゆとり
のある教室の整備



多目的スペースの活用による多様な
学習活動への柔軟な対応



ロッカースペース等の配置の工夫等
による教室空間の有効活用

生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

- ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
- ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- ⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

- ⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- ⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
- ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進



新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく

学び



単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿

学び



学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせて読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・commons」としていく姿

学び



教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピュータ室を専門的で高度な学びを誘発する「デザインラボ」としていく姿

学び



映像編集やオンライン会議のためスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

生活



木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

共創



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

安全



長く使い続けることができるように安全性を確保し、子供たちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく姿

環境



省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入等を積極的に進め、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たしていく姿

スケジュールについて

1. 学校整備に係るスケジュール

令和6年度	基本方針	河北町立小学校のあり方検討委員会からの「河北町立小学校のあり方について」の答申を受けて、教育委員会として河北町立小学校の整備に向けた基本方針を策定。
令和7年度	基本構想	施設整備の基本コンセプト、目指す教育、学校の概要（形態、教育課程編成の基本的考え方等）等を定め、事業決定に必要な条件をまとめる。
	基本計画	基本構想に基づき、施設の整備方針、施設整備計画（必要、面積、整備予定地、概算事業費、必要諸室等）、事業スケジュール等を定め、設計者選定に必要な条件をまとめる。
令和8年度	基本設計	基本構想・基本計画に基づき、建物の配置や構造、設備、各室のレイアウト、各室の計画、建物内外のデザイン等を決定し、基本設計図書としてまとめる。
令和9年度	実施設計	基本設計図書に基づき、新しい校舎を建設するために必要な各種申請を行い、工事に必要な図面作成や工事費の積算を行い、実施設計図書としてまとめる。
令和10年度～ 12年度	工 事	
令和13年度	開 校	

2. 学校整備委員会の今後のスケジュール

令和7年1月30日 3月	第1回	学校整備委員会	これまでの経緯等について
	第2回	学校整備委員会	整備方法・計画地について
令和7年5月 6月	第3回	学校整備委員会	整備方法・計画地について
	第4回	学校整備委員会	基本コンセプト・整備方針について 施設研修 先進地事例視察
8月	第5回	学校整備委員会	条件整理・事業スケジュールについて
10月	第6回	学校整備委員会	基本方針・基本計画（案）について
その後	地区説明会、議会説明、パブリックコメント等 河北町立小中学校整備基本構想・基本計画策定		